

令和8年度東広島事務所（移転先）電気配線及びコンセント設置業務 仕様書

1 業務名

令和8年度東広島事務所（移転先）電気配線及びコンセント設置業務

2 履行場所

東広島市西条上市町7番42号

広島県水道広域連合企業団（移転後）東広島事務所

※広島県水道広域連合企業団東広島事務所は令和8年9月24日に現在の所在地（東広島市西条中央二丁目5番18号）から上記履行場所へ移転する。履行場所は移転後の事務所とする。

3 履行期間

令和8年8月6日（木）から令和8年8月17日（月）まで

4 業務内容

業務に使用するため執務机、複合機等への100V電気コンセントタップ配線、壁面への100Vコンセント設置及び200Vコンセント設置を行う。

分電盤の位置は「7 分電盤設置位置」のとおり。

詳細は下記によるほか設置箇所、コンセントタップの数量・口数は「6 コンセント配置図」による。

なお、コンセント設置にあたっては必要に応じ壁モールを使用する。ただし、床上配線へのモール設置については発注者が行う。

(1) フロアダクト溝部分・オフィスフロア床部分へのコンセント配置

フロアダクト溝設置範囲及びオフィスフロア床部分に100Vコンセントを設置する。

フロアダクト溝及びオフィスフロア床の範囲・位置は「6 コンセント配置図」、「8 フロアダクト現況図」参照。

なお、フロアダクト溝及びオフィスフロア床は電気配線の他、通信回線、電話回線とスペースを共用して配置することとなる。

① 執務机・複合機用

・発注者は作業開始までに現地墨出し作業を行い配置箇所の位置表示を行う。

・執務机・複合機用コンセントタップはフロアダクト溝又はオフィスフロア床下を配線し、床上へ伸ばす形で設置する。

・コンセントタップは執務机奥側に設置するものとし、コードを1メートル程度の高

さまで伸ばすことが可能なよう配置する。

- ・執務机用コンセントタップは背面にマグネット埋込式のものを使用する。

② 壁・柱付近コンセント

- ・壁・柱付近コンセントは壁・柱へ固定することを要しない。
- ・壁・柱付近コンセントは分電盤から直接配置又はフロアダクト溝・オフィスフロア床を使用し壁・柱付近に設置する。

(2) (1)以外の箇所へのコンセント配置

「6 コンセント配置図」の位置へ100Vコンセント及び200Vコンセントを指定数設置すること。

なお、コンセント設置箇所までの配線は天井裏を使用する等、建物へ損傷が小さい方式によること。

休憩室へのコンセント配置は使用時の安全に配慮したコンセント配置とし、必要に応じ壁への接着等の方法により固定すること。

分電盤の位置は「7 分電盤設置位置」のとおり。

5 その他

履行場所の電気コンセントは物件貸主により撤去済。

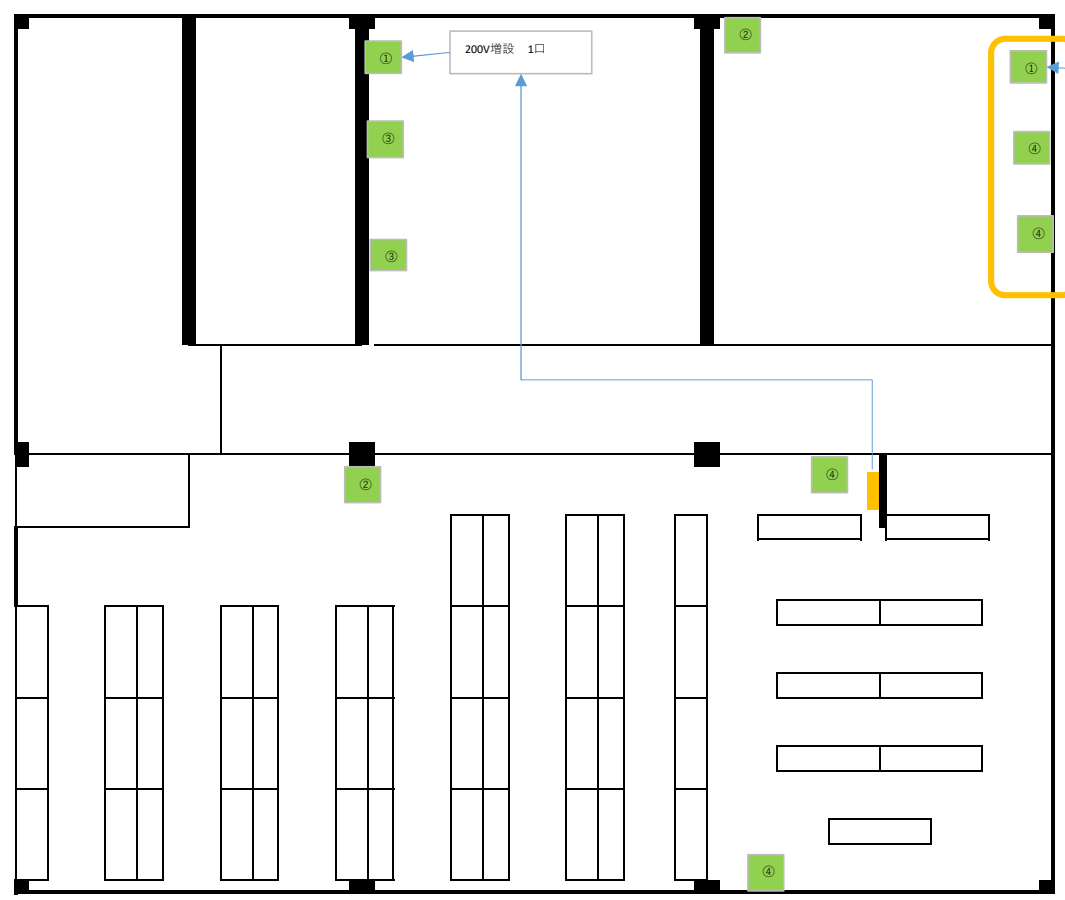
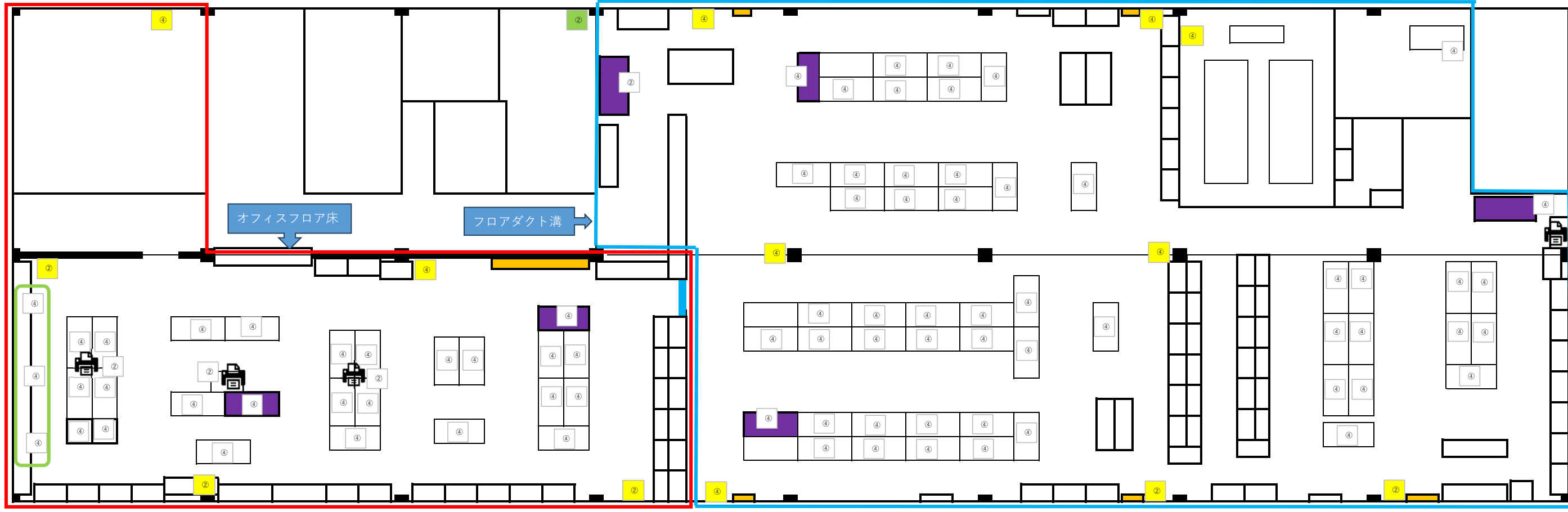
「7 分電盤設置位置」及び「8 フロアダクト現況図」は建物改修前の部屋割りを示しているため、分電盤位置及びフロアダクト溝配置の確認用にのみ使用すること。

分電盤について、元分電盤を作業日以前に機械警備業者が使用を開始するため、必要に応じ調整を行うこと。

発注者が優先して設置を求める箇所について、事前に確認の上対応すること。

双方において、内容に疑義が発生する場合は、別途協議すること。

6 コンセント配置図

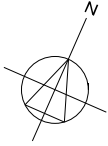


ミニキッチン用
100V増設 (125V) 1口

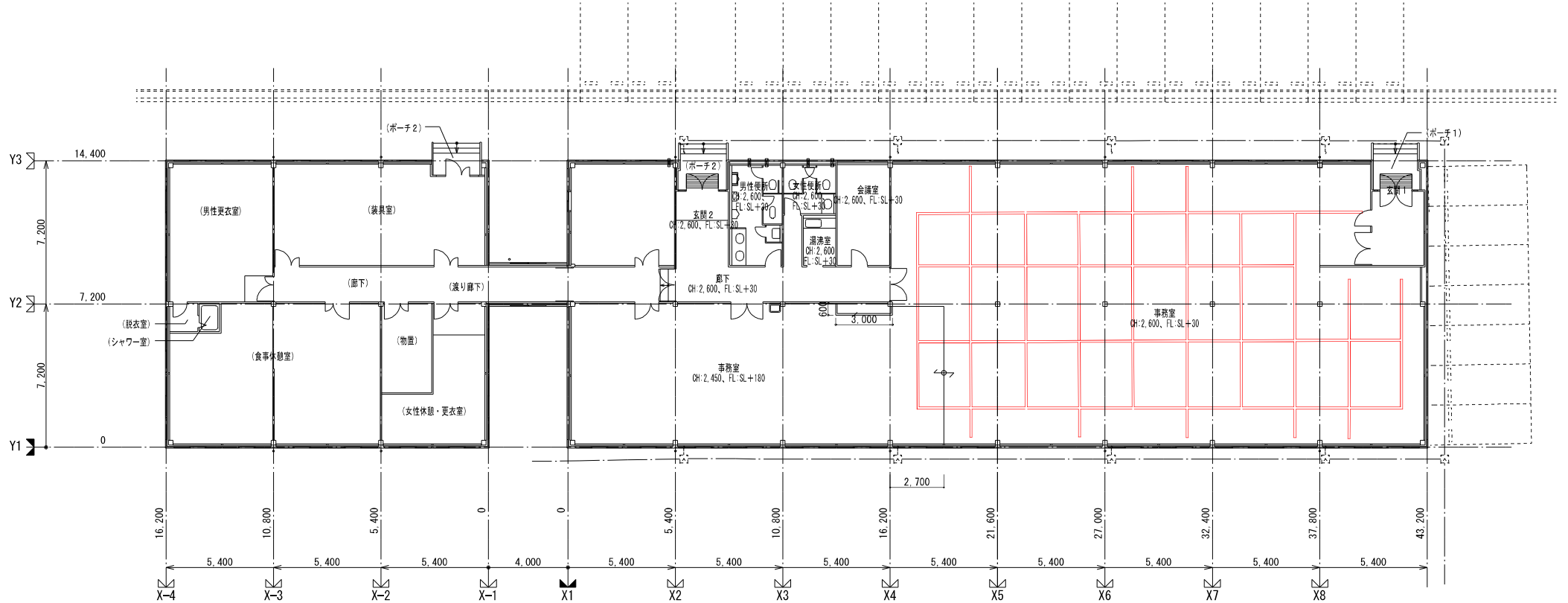
水場付近のため、
床から離れた位置
に固定すること。

執務室内各机に 4 口
複合機 4 口 (1箇所のみ2口)
室内予備として協議スペース+カウン
ター付近に 2~4 口

- 床下→各机後方
- 床下→壁付近
- 天井裏→壁モール
- 分電盤
- 複合機



8 フロアダクト現況図



— : フロアダクト位置を示す